

委員長（河村市長） 副委員長（新開副市長） 委員（宮村市民経済局長、黒川  
緑政土木局長、早川緑政土木局副局長、伊藤天白区長、小山天白区区民生活部長）  
始め14名

出席者

発言者

内 容

事務局 本日の議題は地元・諸団体の説明と意見聴取についてです。先回の第2回の  
検討委員会にて市長から調査の方法について、案を作る前に地元や諸団体の方々から  
しっかりとご意見をお伺いするよう指示をいたしました。  
その意見をお聞きする進め方の案を資料1にまとめていますのでご覧下さい。

意見をお聞きする対象としては、地元として、

諸団体として、

これら地元や諸団体の

。

以上の方々を考えています。

それでは、説明と意見聴取に使用する資料、別添1から3について説明します。  
別添1をご覧ください。  
この別添1は

次の別添2は、

次の別添3は

このような進め方で少し時間を要することになるかももしれませんが、丁寧にご意見を伺いたいと考えています。資料の説明は以上です。

## 検討委員会（第3回）会議記録

委員長	まず、前回の検討委員会で配布された資料に住民投票はできないと書いてあったが、そのようなことはよく考えたら憲法違反である。私は、案として住民投票をしてはいけないということを公文書に書くということ自体が憲法違反だと思う。どこにそのような根拠が日本国憲法にあるのか。そんな恐ろしいことはファシズムの極致だ。	私は、住民投票をするとマニフェストに書いている。それなのに前回の資料で住民投票をしてはいけないと書いていることは、あり得ない恐ろしいことだと思った。	丁寧にやることは当然のことだからよい。説明会を何回も開催してもいい。しかし最終的に主権在民をひっくり返すようなことを、公文書に市役所が書いてもいいのか。とんでもない恐ろしいことをやっているという感じだ。落ち着いて考えてみると、あのような前提の元で会議はできない。私は、憲法違反の会議に出席する気持ちはない。資料は検討委員会で初めて目にするので出席するまでわかららない。前提がそのようなことだったら検討委員会を開催することをやめた方がよい。裁判になつたら負けると思う。
黒川委員	そういうことも含めて、今回は議論したいと思います。	住民投票をしてはいけないという前提があるのか。	前回は文書に住民投票をしてはいけないと書いてあった。
委員長	今回のことはありません。	前回の資料は撤回しています、今は書いてありません。	全部撤回して、住民投票は当然憲法上ありえるとの前提か。
副委員長	前回は文書に住民投票をしてはいけないと書いてあった。	住民投票は、憲法上あります。	憲法上はあります。住民投票を否定することはできない。
委員長	もう一度、本当に白紙に戻してですね。	住民意見の虐殺者である。	やはり、そこどころを議論しないといけない。請願そのものは自由だが、議会で請願が採択されたからといって、権力機構で実施することはできない。住民投票をしてはいけないと市長が認めたら、とんでもない市長となる。
副委員長	今、副市長の発言もあったが、今後会議を行っていくために、まず住民投票は当然憲法上ありえることを大前提として、住民投票は当然国民固有の権利であって、それを否定するようなことはできないということを、検討委員会	黒川委員	委員長

## 検討委員会（第3回）会議記録

全体で確認してもらいたい。  
前回の資料には書いてあったのでその前提を文書に書いてもらいたい。まずはそれからです。

副委員長 別にそれはあたり前のことなので、文書に書くことまでではないと思想します。

委員長 いや、書いてもらわないといけない。前回の資料に書いてあった。  
副委員長 何に書くのですか。

委員長 文書として、前回こういう記述ありましたが、それは撤回すると。いや、そんな資料は、撤回するどころか無効だと書いてほしい。

副委員長 それは、検討委員会でそのような文書が出たことについて、今の市長の発言と、この委員会でそういう考え方については、今一度確認するということですいいのではないでしょうか。

委員長 前回の資料では、住民投票は出来ないということが書いてあったので、文書にして訂正してほしい。

副委員長 それは、憲法上の権利を事務局や他の委員が認める、認めないとすることではなく、これまでの経過を踏まえ今回のやり方の案として提出した。市長はそのことが憲法上認められていることを否定していると思われたようだが、全員そのように思っていない。しかし、そのことについて心配だといふことであれば、会議記録にやりとりを記載することで、はつきりさせることは出来るのではないか。

黒川委員 はい。会議記録に記載します。

委員長 それは文書にしてももらわないといけない。そのような文書があつたのだから。

副委員長 今日の市長の発言に関して、検討委員会として会議記録に記載しておけばいいのではないかでしようか。

委員長 前提として、住民投票することはできないということが書いてあって、住民意向の調査の手法の案となっていた。しかし、今後は住民投票も意向の調査の検討対象として、議論していくといふことで良いか。

副委員長 そのような思想のもとで議論していく。

住民投票するることはできないという前提のまでは、私は議論することは考えられない。

議会でもそのような議論はしてないと思う。地元に亀裂を与えないように丁寧に住民意向の調査を行なさいという話だと、私は理解している。議会が住民投票やアンケート投票を行わないという請願を認めたときは、本当に当かなかった。

議会は議会の考え方があり、市長は市長で、住民投票を行うことができるという国民の権利を絶対に守らないといけないと思っている。  
今回の資料には区政協力委員長との記載があるが、これは区政協力委員長としての意見聞くのか。

## 副委員長

平成25年3月31日に市長が4学区の区政協力委員長と会談を行い、この会談で住民投票について合意されたという事を基に、市長選挙のマニフェストに記載した。当時4学区の区政協力委員長それぞれが、学区の全体を把握した発言と、学区の意見はまだ未集約だけど区政協力委員長として発言したということと、発言にも学区内により違いがある。しかし、言ったことは間違いないと。住民投票を行うことについてね、ということを合意したのでマニフェストに書いたというところが、ここに大きな分岐点があるのであるのだけれど。  
それから時間が経って、[REDACTED]

委員長  
副委員長

そういう意向の調査を行うことを市長、副市长、関係の局長、副局長で、[REDACTED]に臨もうということです。

では、区政協力委員長に、どういう立場で聞くのか、個人としてではなく区政協力委員長として意見を聞くのか。

## 副委員長

区政協力委員長として意見を聞きます。

それでは、区政協力委員長はどの様に学区の意見を集約するのか。集約する必要があるのかないのかが知りませんよ。別に集約する必要はないしかし、学区の意見をどの様に把握するのか。

## 副委員長

そのことも含めて区政協力委員長と話をすればよいのではないか。  
市長と副市长と区政協力委員長と。

## 検討委員会（第3回）会議記録

委員長

しかし、どうして区政協力委員長に意見を聞くという話にになる。

黒川委員

学区には、各種団体、例えば民生委員や保健委員などの学区連のメンバーがいます。学区の意見を集約する場合は通常、学区連絡協議会に持ち帰つていただいて、そこで学区としての意見を集約するという形が一般的だと思います。

委員長

従来から地元の意見の集約を区政協力委員長にお願いするという手法をとつてているが、私はそれではいけないと言つていい。

だから住民投票という国民の権利を、3月31日のように住民投票を行うという方向を学区連協で決めるのなら、あくまで市民の意見を聞こうという方向だか好い。しかし住民投票を行わないという逆の方向の場合は、市民の権利を剥奪する方向になるわけだから、それはいけない。そう思わないか。だから、民主主義の原理原則を考えると結局投票以外では難しい。これまで何百年の歴史があるわけで、この様な事例は。何百年どころか何千年かわらないが、ギリシャの民主主義まで入れれば長い期間があるので、この様な場合にどうしたらいいのか、そこで編み出した人類の英知だから。

やはり投票箱に入れるか、郵送投票にしても、やはり一人一人の秘密投票によって意志を表明するということが、一番やはり民主主義に近いと思つていい。

黒川委員

ですから今回、そのような希望とか意見があれば、書いていただこうと考えている。

委員長

いやそのような意見は出てこないからいけない。すでに区政協力委員長は違う意見を提出してきているし。

副委員長

いやいや、市長。違う意見があるとかないとかではなく、このような検討委員会を立ち上げて、この課題をどの様に解決するのかを議論しているのだから。市長は不満かもしけないが、区政協力委員は名古屋市の非常勤の特別職で、今回のような住民の意見を聞く仕事をしてもらったり、我々の行政の情報を伝えしてもらったりすることを担つてもらっているので、こういうことについて意見の集約をするというのは、区政協力委員の仕事の1つです。仕事の1つですから、区政協力委員に聞くだけではいけないといふのなら、それ以外の市長の案のとおり、別に説明会なりを実施してもいいと思いますが、区政協力委員に意見を聞くことは、私は行う必要があると思います。

区政協力委員に聞くのはしなくてもいい、住民投票を行えばいいということではなく、丁寧にいろいろな意見を聞きながら検討委員会を進めていきたい。

る。

副委員長

いやいや、区政協力委員長が違う意見を持つてきているということではなくくて、もう一度住民意向の調査について意見を伺いたいのですが。どうですかと。

住民意向の調査を行うのならどの様な方法がありますか、ということをお聞きする。意見があるないです、検討委員会として区政協力委員長の意見を聞く。

住民意向の調査についてどの様な方法がよいのかを聞いて、その場で今までと同じ意見を言つてもらえばいい。意見聴取の場で、その意見は区政協力委員長個人の意見ですか、それとも学区で集約した意見ですかと、問い合わせばいい。そのように言うべきだと思いますよ。

市長にある人が言つてきたとか、電話がかかってきたとかではなく、検討委員会として住民意向の調査について手法を聞く。

検討委員会で意見を伺つて、意見を集約して検討委員会で手法について議論をする。そのときは、憲法上保障された住民投票についても含めて議論していく。

区政協力委員長から意見を伺わないことになると、一方的に検討委員会が手法を決めることになって、内輪の会議だと言われる。それでは住民意向の調査は進まないので、丁寧に意見をお聞きして進めて行きたいと思っています。

委員長

諸団体に加入している人たちがどの様な人たちなのか私は知らない。

副委員長

今年に入つて、████████と会いました。

委員長

これらの団体は、みんな開通反対の団体か、全部反対ではないと思います。

副委員長

反対している団体と、住民意向の調査について問題視している団体もあり、ほぼ全団体が反対です。

委員長

一番下の団体は反対ではないのです。長年ずっと一緒に活動を行ってきた団体もあるのだらう。

副委員長

各団体で活動方針が少しづつ異なります。

委員長

私は、これらの団体を詳しく知らない。

副委員長 そうですか。

委員長 だから、私も当然どの様な意見を持つている団体なのはかは警戒する。議論の末に、結局一部の既存の団体の意見を聞くだけではいけない。  
副委員長 わかりました。

委員長 賛成派の意見だけ聞いてですね。

副委員長 反対派ですよ、こっちは。

委員長 だから、その反対派がきちんと組織として意見を言える状況になつてゐるのかが心配になる。

副委員長 はい、わかります。

委員長 区政協力委員長は意見が言える状況であると分かっている。

副委員長 分かっている。それから区政協力委員協議会議長も分かっている。

委員長 分かっている。

副委員長 もわかっている。

委員長 [REDACTED] は分からぬ。しかし、[REDACTED] の意見は想像がつく。

副委員長 ええ。しかし、どの様な意見が出るのか想像がついていても、検討委員会として公式の場で聞くのですよ。もう一方の、諸団体がどの様な意見を持ってゐるのかすぐに出るのか、

委員長 どの様な意見を持つている人たちなのか。

事務局 [REDACTED]

副委員長 [REDACTED]

諸団体の意見や代表者が誰といいうような一覧表はないのか。  
資料がなく事務局が言葉で説明しても、なかなか理解できない。

副委員長

確かにあります。その前に、そもそも [REDACTED] がどの様な団体か分からないと。

委員長

分からない。

副委員長

私が 2 月に諸団体と会合したときの資料があるはず。

事務局

字が細かいですけど。これでしょうか。

副委員長

この資料で良い。これは、委員会メンバーは持っていない。コピーして配布してほしい。

事務局

至急、コピーして配布します。

副委員長

コピーしてきて。

副委員長

どこで、地元の方は、この [REDACTED]

[REDACTED] に会うということですか。

委員長

いや、私は区政協力委員長ではなく、地元住民の意見を聞きたい。要は本当の市民。区政協力委員長の意見はある程度予想がついている。地元住民の意見が一番重要だ。

黒川委員

今は住民意向の調査のやり方そのものについて議論しています。市長は、住民意向の調査のやり方そのものについても住民投票を実施して、その後に建設の是非についても住民投票やるという、考えですか。

副委員長

いや、住民意向の調査のやり方そのものについては別に。

黒川委員

とりあえず今日は、どの様にやり方にに関する意見を伺うのかという段階です。

委員長

対象者の中に、いわゆる地元住民がいないことが問題だ。地元住民がどの様に考えているのかが、実は大変に重要なことだと思っている。地元住民は、区政委員という役職についていないとか、諸団体に登録して活動に参加していないといいうような人が大多数である。地元住民は、住民投票とか、民主主義とか、この問題に対してどのような意見を持っているのか。

なく、これらの下部組織である町内会の会合にまで参加して意見を聞いてきた。今回もそこまで意見を聞きに行くのかということになる。  
普段町内の仕事や諸団体の活動を行っていない市民。天白区の████████に何名いるのかわからぬが。

委員長

何人いるのかわからぬ地元住民の意見を聞いて、それによつて住民意向の調査の手法を決めたい。

副委員長

例えば、全ての地元住民に対して天白区の講堂に来て意見を言つてくださいと案内を送付する。天白区の講堂に入れるのか。講堂には何万人も収容できない。

委員長

住民意向の調査の手法はやはり住民投票になる。それは選舉になる。結局はそういう結論になる。人類はそれ以上のものを編み出さない。

副委員長

そこまで言つてしまふと、住民意向の調査の手法を聞く意味がない。

委員長

私は人々、住民投票やるべきだと言つている。人々、私ははつきりと表明している。3月31日に参加していた区政協力委員長と本当に合意している。しかし今は、区政協力委員長は住民投票は行うなどという意見なので、私と意見が違う。

副委員長

1つ確認しますが、名古屋市としての意思としては、市長の意思と、議会の意思といいうものもある。市長がいつも言う両輪としての意思。議会の意思是、住民投票によらず、市長の責任で判断してほしいという思想です。請願採択や附帯決議などで意思を示している。市長として不満であろうが不満でなからうが、議会としては意思を示している。  
そうすると名古屋市は、市長の言う住民投票が名古屋市の意思なのか、議会の言う市長が責任ある判断をするというものが、名古屋市の意思なのか。今その市長と議会の意思がぶつかっている。

委員長

市長が責任ある決断をするときに、住民がどう考へているのかを聞くということ、住民投票で一度市民の意思を確認するということは、非常に的確な責任ある態度だと思っている。  
とても、責任ある態度だと思います。弥富相生山線から離れた古出来町に住んでいる人間が、地域の意見を聞かずには判断していいのかと、若干考へるところである。だから私もあの地域の何軒かを直接訪ねて聞いた。2回訪問して、もう1回訪問してもいいけれど。例えば、事務所から電話帳を使って、無作為に直接電話をかけてもいいと思つていてる。

るのかわからぬといけれど。どの様に行うのかわからぬといけれど

電話帳から適当に選んで電話すればいい。皆その様に行っている。適當に。  
金をかけて行うのなら、RDD方式（乱数番号法；Random Digit Dialing）と  
いうコンピュータで電話番号を発生させて行う手法もある。

委員長

副委員長

他の委員も発言してほしい。検討委員会だから市長と私の二人だけで議論していいともいけない。

では、地元や諸団体は説明会方式で意見を伺い、地元住民にはRDD方式で電話を何百本かけて意見を伺うと、この2つを実施しますか。

委員長

副委員長

では、どうすればよいのですか。

委員長

ややこしくなるから、私は住民投票を実施したいと言っている。

副委員長

住民の意見を聞くというのは行政の基本だと思う。市民経済局長や広聴課長も出席しているけれど、住民の意見の聞き方は色々ある。その中で、一番、税金を使つて意見を聞くときの手法として、区政協力委員長という一定の職に就いた人を通して地元の意見を集約するというやり方が、オーソドックスな聞き方である。それが、市長の意思じゃないと言うのなら。

委員長

そうではない手法もある。

副委員長

そうではない手法も、ここまできたのだから、一度別の手法も検討してみようというのならば、この検討委員会で議論して決めればいいと思う。この案だけではないと言いうのなら。  
それでは、諸団体の説明を聞こう。団体名だけではなくわからぬ。

事務局

意見聴取を行う  
対象に意見を伺うということで考えました。

副委員長

ので、道路建設反対ありきではないのです。

この資料には記述していませんが、基本的には、色んな調査や検証を重ねて、その結果が出てくれば、道路建設は今の時代に必要なのではないかという意見もお持ちです。

副委員長

私が会談したときは、まずは聞き方とか判断材料を議論させてももらわないといけないという印象だつたけれど。

委員長

それとやはり意見を出すときにはいろいろな意見があるということを理解しなくてはいけない。住民投票を行わないという意見ばかりで住民投票を行うという人たちの意見がない。前回の資料で、住民投票はできないと書いてある。

黒川委員

その事についてですが、議会の請願審査の中で、公正な住民投票を行ってほしいという請願について審査打ち切といいう結論が出ている。それを受けて、選択肢から外していました。今回のこの案についても、もう一度、白紙に戻して、住民投票も含めて、意見を伺うということです。

委員長

審査打ち切といいうのはどしどしことなるのか。

副委員長

議会としての審査はもうこれ以上しませんということ。

委員長

採決の結果はどうなのかな。

黒川委員

採決はしていません。

委員長

採決はしていない。でも審査打ち切りといいうのは。

副委員長

審査打ち切りの前に、同じ住民投票についての請願を採択しました。

委員長

住民投票を行わないという請願のことか。

副委員長

そうです、12月10日に請願審査を行った。

この別添2の資料に記載がありますが、4月30日に、平成25年請願第20号が公正な住民投票を求める件でしたが、土木交通委員会で審査打切りました。5月8日に、この請願の審査打切に対して、異議申し立てが出ているので、現在まだ結論は出ていません。

6月臨時市会の本会議で採決されます。

副委員長 異議申し立てがされているので、臨時市会で公正な住民投票を求める件についての最終判断がされる。

早期開通を求める件は採択されている。

副委員長 採択に対して異議申し立てがされている。

幹事長 先程の別添2の資料に3月19日について2つ記載がありますが、上の行の最後です。「建設工事の継続のは非に関する住民投票やアンケート投票は実施しないこと」というのが、採択されています。

委員長 この請願は採択あります。  
請願はいわゆる法律や条令ではないが、この様な請願が採択されることがあるのか疑問だ。

副委員長 だから先ほど市長もこのことに関して、憲法違反ではないのかと警戒されたわけですよ。

委員長 議会の請願採択に対してそうですかと同意したら、それは危ない。市長の方が憲法違反になってしまふと思います。

副委員長 請願については後で議論するとして、この地元及び諸団体、この諸団体の中で公正な住民投票を求める団体はあるのか、

あります。2番目の団体です。

副委員長 [REDACTED]  
事務局 [REDACTED]

事務局 そうです。その請願を出された団体。

## 検討委員会（第3回）会議記録

黒川委員 副委員長	も市長と副市長宛てに文書が出てているのですか。
早川委員 副委員長	ではないのか。2は住民投票をしてほしい。
宮村委員 副委員長	だから必ずしも住民投票に反対する団体ばかりではない。
黒川委員 副委員長	どの様に意見の集約を行うのか。
市長	市長が検討委員会の委員長なので、きちつと集約の経過や方法を議論しながら丁寧にやっています。
宮村委員 副委員長	ですから、そんなんに検討委員会の他の委員を敵扱いせずに、お願いします。
黒川委員 副委員長	市長に説明会に参加していただくことを考えています。行政主導で誘導するような形でまとめる。市長が説明会に出席して、それぞれの意見を見聞いていただければわかつたいただけると思います。
黒川委員 副委員長	問題は、本当の市民が出てくる体制でやれるのかだ。
黒川委員 副委員長	この方々も区政協力委員長という肩書きはありますが、市民であることは間違いないです。
黒川委員 副委員長	それは当然わかっている。私も長いこと出来町に住んでいるので分かっているが、そのような説明会には学区連の呼びかけにより参加するという場合が多い。参加するのはそういう人ばかりだ。
黒川委員 副委員長	一応この説明会に参加する人たちは、地元と諸団体の代表の人達だけですよ。
事務局	そうです。
黒川委員 副委員長	学区全体で皆が参加するようなものではないですよ。
事務局	事務局
委員長	本当の市民の皆さん意見が出てくる体制になるのか。学区連協に關係のないような人達の意見の方が重要だと思う。

て、それから、地元住民の方の意見をどの様に調査するのがよいかを相談させていただきたいというのが、今日の市長にご相談している案件です。

その様なことは知らないが、集約する場合はする。学区の区政協力委員長は区政協力委員長自らが集約すると、学区連協が。

それは学区によつて違います。

学区連協で採決するという。学区連協の意見が信じられないのかと言う。

その様な方ばかりではないと思います。

そうかなあ。私が [REDACTED] に一度聞いてもよいけれど。

事前に聞くとなると、これはなかなか。

副委員長

聞かないことにはそくなってしまう。今までの経緯がそくなっている。

伊藤委員

それはもちろんそういう学区もありますが、そうではない学区もあります。私たちも普段から区政協力委員長と話していますが、区政協力委員長が全てを決める学区もありますが、最近はそうでもないと思つてるので、そこも含めて意見を聞くという事で。

委員長

端的に言うと、区政協力委員長と言うのは学区連協のことだ。学区連協は今までの長い歴史や経緯がある。区政協力委員長は、今は建設推進ではっきりしている。請願も出ている。私が聞きたいのは、地元住民は本当にどう考えているのかということ。

黒川委員

それは、最終的に [REDACTED] 住民にどういう形で住民意向の調査を行うのかということです。市長の言われる地元住民の方々に意見を伺うということも考えていますので。

伊藤委員

検討委員会の委員は、陸前高田の資料も読んでいます。

陸前高田は、どの様な方法なのか。

陸前高田は郵送です。

事務局

郵送か。郵送で行ったのか。全有権者に郵送したのか。

委員長

副委員長  
もう意向調査の議論になつてもいいけれど、その前に住民意向の調査のやつ方そのものも聞きましようということ。その聞き方を議論している。

委員長  
区政協力委員長から、これが学区連協でまとめた地域の意見です、と報告されたら、私はそれは地域の意見ではないと言わせてもらう。

副委員長  
いや、意見を聞く前から違うと言われても。  
副委員長  
いや、違うと言うしかない。そういうものはどうやって地元意見として集約したか、分からぬい。

副委員長  
説明の場で意見の集約をきちんと丁寧にやつてくださいと、お願ひすればいい。それでもと言うのなら、どうやって意見の集約を行つたか書いてもらいましょうか。

委員長  
そうすると、意地で各世帯にアンケート取つてまわるぐらいのことをする。  
副委員長  
やり方のことで。

委員長  
町内をアンケートを取つて回り、地元の意見は住民投票やらないでという方が多かったという結論を持つてくる。市長は地元意見を否定するのか、ということになつて、住民投票が非常に困難になる。私からすると秘密投票が原則なのに、  
署名にサインしましたという人が沢山いる。だから区政協力委員長に地元意見を集約してほしいとお願ひする方法だと、結果は分かつて同じことが繰り返されることになる。

伊藤委員  
その様なことが無いように民主的なやり方をする。

副委員長  
長い歴史の中で違うパターンだから、今までとよほど違うことをしないと、同じことが繰り返されることになる。

黒川委員

委員長

そこで大抵みんな一致団結して、住民投票はやらずに建設再開してほしいということになる。

黒川委員

ですからその様な一方的なものではなく、住民投票を行ってほしいと言ふ団体も呼んでいますので。

委員長

一緒に説明するのか。

副委員長

別々の予定です。

委員長

別々なのだな。

副委員長

一緒にいいですか。

委員長

一緒にいいのかは分からない。何とも言えない。

事務局

自由に意見言ってもらいうなら、別々に行つた方がいいと考えています。

委員長

説明を行い最後に皆さん多數決で決めましょう。

副委員長

いいえ、多數決なんて取りませんよ。

委員長

全員一致で意見がこうなったと。

早川委員

意見が出てきてからしかそれはわからぬい。

委員長

だから、住民投票はしなくてもいい。建設再開となる。

早川委員

市長。想像で言われても。

早川委員

想像ではなく現実に起ころ。一度は住民投票を行うと合意したのに、今ではひっくり返すべりのだから。意見を聞いてもそもそも。そんな道をなぜ選択しないといけないのか。

委員長 も参加して検討委員会という組織として関係者にきちんとお聞きする。	副委員長 一度私もよく考えてみるが、問題はしがらみのない地元住民の意見を聞くべきことだ。	委員長 それなら、地元と諸団体の代表者だけではなく、無作為抽出で地元住民にも意見を聞きますか。	委員長 よく分からないうが。少し考えてみる。全くしがらみのない地元住民がどう考えているのか。	黒川委員 ですから、今市長言われたように何百人か分かれませんけれど、無作為抽出で意見を聞くことも行いますか。	委員長 しかし、検討委員会で意見を聞くと区政協力委員長の方の意見が強くなるわけですよ。結局よく分からなくなつて住民投票といふ結論になる。	黒川委員 最終的に住民投票という意見になつて、それが民主主義だということなら、住民投票で意向調査を行うということだと思います。そこは地元や諸団体に住民意向の調査の手法について意見をお聞きすることを一回やらないと、結果が分かりません。	事務局 それから、区政は今年度改選を行っています。昨年の人たち全員が区政委員ではありません。メンバーが入れ替わっている。もう一度区政協力委員長が学区連に持ち帰つたら違う意見が出てくることが十分考えられます。	委員長 その可能性は大変低い。	事務局 メンバーが半分くらい入れ替わっていますので。	委員長 いや、そういうものではないですから。学区連というのは。	副委員長 今回は結論が出ませんので、継続審議とします。	委員長 継続審議ということで。住民投票やるという方向で提案してほしい。	伊藤委員 住民投票も含めて、意見を聞くということで。	委員長 継続審議ということで、いろいろ検討してほしい。	以上
---	---	--	---	---	---	---	--	--------------------	-------------------------------	------------------------------------	--------------------------------	--	-------------------------------	--------------------------------	----